

早稲田大学高等学院・中学部 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本学院は、上記理念にのっとり、本学院に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本学院に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、東京都いじめ防止対策推進基本方針及び学校法人早稲田大学ハラスメント防止委員会規程に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止基本方針の策定等

1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本学院にいじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

学院長、生徒担当教務主任、生活指導委員、校医等

(設置期間)

委員会は、常設の機関とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取組の実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止等に関すること。

第2 いじめの防止

1 学校法人早稲田大学の取り組み

学校法人早稲田大学は、ハラスメント（性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうこと）が行われた場合の対処機関として、早稲田大学ハラスメント防止委員会を常設して被害の救済と問題解決にあたっており、いじめに関して生徒から相談等があった場合にも、適切に対処する。

2 本学院の取り組み

(1) いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

(2) 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒に対して、いじめの防止等のために、生徒の道徳教育等の充実を図る。

(3) 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

(4) 個性を認め合う環境の構築

授業を含めた日常生活において、生徒一人ひとりの個性の違いを理解させると共に、その個性を尊重し認め合う環境を整える。

第3 いじめの早期発見

1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

3 生徒の把握

教員および職員等は、生徒との日常の会話や対応から生徒の人間関係の把握に勉める。

4 校内環境の情報共有

校内清掃や警手巡視によって得られた教室等の情報を教員および職員と共有し、いじめの芽となる状況を掌握する。

第4 いじめへの対処

1 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

生徒、保護者及び教職員等から、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、委員会は、速やかに事実の有無の確認を行うための措置（質問票の使用や聴取り調査）等に着手するとともに、通報を受けた事実を早稲田大学ハラスメント防止委員会に報告し、両者で連携し適切な処置をとる。

2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。
- ・必要に応じて、いじめを受けた生徒又はいじめを行った生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。
- ・いじめを受けた生徒が自分自身の長所に気付くよう指導し、保護者と連携して心身の成長を促す。

(2) いじめを行った生徒等への対応

- ・いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- ・自他の個性の差異を認識し、異なる個性を排除対象ではなく、協力し合あえる対象であることに気付かせる。

(3) 保護者間での情報の共有等

保護者による生徒への指導を通じていじめの再発防止を図るとともに、保護者同士のトラブルを防ぐため、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきであるものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

(5) 防止策の見直しと大学との連携

いじめ防止策を見直すと共に、早稲田大学ハラスメント防止委員会等との連携を図り、思春期の生徒の心身の健全な育成に必要な助言を得る。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

いじめ防止対策推進法第28条に規定される重大事態が生じた場合、委員会はその旨を直ちに学院長に報告し、それを受けて、学院長は学校法人早稲田大学及び東京都私学部に速やかに報告する。

(2) 重大事態の調査

学院長からの報告を受けた学校法人早稲田大学は、本学院と協議の上、重大事態に関する調査を行う（事案によっては、学校法人早稲田大学の判断の下、本学院のみで調査を行う）。

(3) 重大事態への対処

上記調査の結果を踏まえ、本学院は、関係者のプライバシーに配慮しつつ、早稲田大学ハラスメント防止委員会と連携しながら、迅速かつ適切に重大事態に対処する。

第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。